

浜岡原子力発電所 1, 2 号機 廃止措置計画の変更届の提出について

2014 年 11 月 28 日

当社は、本日、原子炉等規制法[※]に基づき、「浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更届を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

【廃止措置計画変更届の内容】

当社は、廃止措置計画における廃止措置対象施設に 1,2 号機所内ボイラを追加することとし、これに伴い廃止措置対象施設に係る図面を修正します。

これまで、1,2 号機所内ボイラは、1～5 号機の共用設備である廃棄物減容処理装置にも蒸気を送る必要があることから、共用設備として位置付け、廃止措置対象外としていました。この度、廃棄物減容処理装置へ 3,4 号機補助ボイラから蒸気を送る目途が立ったことにより、1,2 号機所内ボイラから蒸気を送る必要がなくなりました。これを踏まえ、1,2 号機所内ボイラの位置付けを共用設備から廃止措置対象施設に変更します。

※ 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

以 上